

平和安全法制整備の断念を求める意見書

安倍内閣は、去年 7 月、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、あらゆる事態に対応するためとして、自衛隊の任務拡大を打ち出している。それを受け、今国会に国際平和支援法案と平和安全法制整備法案が提出された。両法案は、国際紛争の場に自衛隊を派遣するということであり、国際紛争の解決に武力行使をするということとなり、日本国憲法第 9 条を逸脱している。

なぜこの時期に安全保障法制の見直しをしなければならないのか、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、大きな疑問を感じる。今、政府が行おうとしていることは、これまで歴代内閣が踏襲してきた安全保障体制を根本から変えようとするものである。立憲主義の日本において、憲法に定められた国のあり方を根本から変えようとするのであれば、憲法改正の手続きを経なければならないことは自明である。

戦後 70 年の節目にあたり、日本国憲法の意義こそを真摯にかみ締め、憲法第 9 条のもとに戦争しない平和国家として世界に認められていることを再認識するべきである。

よって、飯山市議会は、国民的合意が得られないまま進めようとしている政府、国に対し、平和安全法制の整備を断念することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

衆議院議長	大島 理森	あて
参議院議長	山崎 正昭	
内閣総理大臣	安倍 晋三	
内閣官房長官	菅 義偉	
外務大臣	岸田 文雄	
防衛大臣	中谷 元	

飯山市議会議長 佐藤 正夫